**未払残業代**

この頃、残業代未払の通知書が弁護士や司法書士から弊所顧問先に届くことが多々発生し、顧問先とその従業員との間でトラブルになっています。

これは、従業員が弁護士事務所や司法書士事務所に駆け込み、給与明細や勤務時間表等を見せて相談をし、会社に対し残業代未払請求の通知をしてきます。

会社側に悪意が無くても残業代を支払わなければならいことも多く、会社と従業員との間でトラブルになります。

昨今では、ネット上でも弁護士事務所や司法書士事務所の「残業代未払請求」の代理手続きをうたう広告を多く見かけます。

会社側としては残業代未払請求の通知書が届く前に、就業規則、給与規程、労働契約書、現状の残業代計算の妥当性確認（残業時間の計算、残業単価の計算等）をしておくことをお勧めします。

出来れば、費用はかかりますが、専門家（弁護士や社会保険労務士）に一度目を通して貰えば安心ですね。

以上